

29 生活援護事業

〔現況及び施策の方向〕

県内の生活保護の動向は、被保護世帯数、被保護人員ともに昭和58年度をピークに減少し、平成5年度を底にその後、微増傾向で推移してきたが、平成10年度後半から都市部を中心に顕著な増加傾向を示している。

また、世帯類型別被保護世帯数の構成比については、傷病・障害者世帯と高齢者世帯の合計が総数の約7割を占めている。

今後とも、関係機関との連携を図り、被保護世帯の自立援助対策の推進に努める。

第1表 被保護世帯・人員・保護率（1か月平均）の状況

（単位 世帯、人、%）

区 分	世帯数	人 員	保 護 率							
			全 国	県 分			広島市分	福山市分	県総計	
				市 部	郡 部	県 計				
平成 23年度	県 分	9,113	12,772	16.2	10.40	10.93	10.42	22.69	17.14	16.54
	広島市分	18,368	26,638							
	福山市分	5,318	7,933							
	計	32,799	47,343							
平成 22年度	県 分	8,792	12,379	15.2	10.02	10.41	10.03	21.22	16.27	15.61
	広島市分	17,138	24,845							
	福山市分	5,029	7,519							
	計	30,959	44,743							
平成 21年度	県 分	8,123	11,399	13.8	9.15	9.71	9.18	18.98	14.63	14.04
	広島市分	15,294	22,144							
	福山市分	4,520	6,747							
	計	27,937	40,290							

（注）保護停止中を含む。

第2表 世帯類型別世帯数（1か月平均）の状況

（単位 世帯、%）

区 分	高齢者世帯	母子世帯	傷病 障害者世帯	その 他の 世 帯	計	
平成 23年度	県 分	3,826 (42.2)	613 (6.8)	3,067 (33.9)	1,551 (17.1)	9,057 (100.0)
	広島市分	6,268 (34.2)	1,897 (10.4)	6,108 (33.3)	4,043 (22.1)	18,316 (100.0)
	福山市分	1,986 (37.6)	555 (10.5)	1,713 (32.4)	1,032 (19.5)	5,286 (100.0)
	計	12,080 (37.0)	3,065 (9.4)	10,888 (33.3)	6,626 (20.3)	32,659 (100.0)
平成 22年度	県 分	3,692 (42.3)	573 (6.6)	3,007 (34.4)	1,460 (16.7)	8,732 (100.0)
	広島市分	5,919 (34.6)	1,756 (10.3)	5,806 (34.0)	3,615 (21.1)	17,096 (100.0)
	福山市分	1,808 (36.2)	513 (10.3)	1,668 (33.3)	1,011 (20.2)	5,000 (100.0)
	計	11,419 (37.1)	2,842 (9.2)	10,481 (34.0)	6,086 (19.7)	30,828 (100.0)
平成 21年度	県 分	3,512 (43.5)	510 (6.3)	2,917 (36.1)	1,135 (14.1)	8,074 (100.0)
	広島市分	5,548 (36.4)	1,558 (10.2)	5,362 (35.1)	2,798 (18.3)	15,266 (100.0)
	福山市分	1,675 (37.2)	455 (10.1)	1,551 (34.5)	819 (18.2)	4,500 (100.0)
	計	10,735 (38.5)	2,523 (9.1)	9,830 (35.3)	4,752 (17.1)	27,840 (100.0)

（注）1 保護停止中は含まない。
2 () 内は、構成割合である。

〔業務の内容〕

1 生活保護事業の推進（予算額 1,556,304 千円）

(1) 最低限度の生活の保障

ア 公的扶助の実施

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）に基づき、国が生活に困窮する全ての国民に対し、その困窮の程度に応じ必要な保護（生活・住宅・教育・医療・介護・出産・生業・葬祭扶助）を行い最低限度の生活を保障するとともに、その自立援助に努める。（昭和 25 年度創設）

第 3 表 扶 助 の 状 況

扶助別人員の状況（1 か月平均）

（単位 人，％）

区 分	生 活	教 育	住 宅	介 護	医 療	出 産	生 業	葬 祭	被保護人員	
平成 23 年度	県 分	11,585 (90.7)	1,038 (8.1)	9,730 (76.2)	1,376 (10.8)	10,933 (85.6)	1 (0.0)	337 (2.6)	15 (0.1)	12,772
	広島市分	24,290 (91.2)	2,581 (9.7)	24,123 (90.6)	2,241 (8.4)	18,116 (68.0)	10 (0.0)	925 (3.5)	42 (0.2)	26,638
	福山市分	7,190 (90.6)	820 (10.3)	6,937 (87.4)	832 (10.5)	6,038 (76.1)	2 (0.0)	255 (3.2)	6 (0.1)	7,933
	計	43,065 (91.0)	4,439 (9.4)	40,790 (86.2)	4,449 (9.4)	35,087 (74.1)	13 (0.0)	1,517 (3.2)	63 (0.1)	47,343
平成 22 年度	県 分	11,249 (90.9)	1,032 (8.3)	9,350 (75.5)	1,313 (10.6)	10,511 (84.9)	1 (0.0)	310 (2.5)	10 (0.1)	12,379
	広島市分	22,692 (91.3)	2,441 (9.8)	22,334 (89.9)	1,974 (7.9)	16,692 (67.2)	7 (0.0)	967 (3.9)	42 (0.2)	24,845
	福山市分	7,051 (93.8)	801 (10.7)	6,534 (86.9)	753 (10.0)	5,838 (77.6)	2 (0.0)	242 (3.2)	7 (0.1)	7,519
	計	40,992 (91.6)	4,274 (9.6)	38,218 (85.4)	4,040 (9.0)	33,041 (73.8)	10 (0.0)	1,519 (3.4)	59 (0.1)	44,743
平成 21 年度	県 分	10,331 (90.6)	948 (8.3)	8,492 (74.5)	1,242 (10.9)	9,689 (85.0)	1 (0.0)	277 (2.4)	14 (0.1)	11,399
	広島市分	20,089 (90.7)	2,218 (10.0)	19,636 (88.7)	1,764 (8.0)	14,963 (67.6)	8 (0.0)	698 (3.2)	37 (0.2)	22,144
	福山市分	6,311 (93.5)	735 (10.9)	5,822 (86.3)	669 (9.9)	5,278 (78.2)	1 (0.0)	191 (2.8)	7 (0.1)	6,747
	計	36,731 (91.2)	3,901 (9.7)	33,950 (84.3)	3,675 (9.1)	29,930 (74.3)	10 (0.0)	1,166 (2.9)	58 (0.1)	40,290

- (注) 1 複数の扶助を受給している場合は、それぞれに計上している。
 2 保護停止中を含む。
 3 () 内は、各扶助ごとの受給割合である。

扶助別扶助費の状況

（単位 千円，％）

区 分	生 活	住 宅	教 育	介 護	医 療	出 産	生 業	葬 祭	合 計	
平成 23 年度	県 分	6,439,582 (31.9)	2,163,044 (10.7)	131,009 (0.6)	323,746 (1.6)	11,018,418 (54.6)	12,457 (0.1)	65,261 (0.3)	39,340 (0.2)	20,192,859 (100.0)
	広島市分	15,821,903 (37.0)	7,763,563 (18.1)	341,275 (0.8)	646,592 (1.5)	17,895,542 (41.8)	36,530 (0.1)	195,851 (0.5)	104,977 (0.2)	42,806,233 (100.0)
	福山市分	4,496,482 (37.1)	1,751,539 (14.4)	103,073 (2.0)	242,298 (2.0)	5,477,274 (45.1)	6,464 (0.1)	42,118 (0.3)	15,202 (0.1)	12,134,450 (100.0)
	計	26,757,967 (35.6)	11,678,145 (15.5)	575,357 (0.8)	1,212,636 (1.6)	34,391,234 (45.8)	55,451 (0.1)	303,230 (0.4)	159,519 (0.2)	75,133,539 (100.0)
平成 22 年度	県 分	6,318,466 (32.8)	2,049,431 (10.6)	129,449 (0.7)	311,777 (1.6)	10,355,854 (53.8)	12,164 (0.1)	58,264 (0.3)	27,283 (0.1)	19,262,688 (100.0)
	広島市分	15,089,372 (37.6)	7,117,485 (17.7)	320,471 (0.8)	580,126 (1.4)	16,737,773 (41.7)	27,564 (0.1)	178,319 (0.4)	107,834 (0.3)	40,158,944 (100.0)
	福山市分	4,348,972 (37.5)	1,635,816 (14.1)	97,771 (0.8)	208,374 (1.8)	5,234,829 (45.2)	6,293 (0.1)	42,409 (0.4)	15,269 (0.1)	11,589,733 (100.0)
	計	25,756,810 (36.3)	10,802,732 (15.2)	547,691 (0.8)	1,100,277 (1.5)	32,328,456 (45.5)	46,021 (0.1)	278,992 (0.4)	150,386 (0.2)	71,011,365 (100.0)
平成 21 年度	県 分	5,656,171 (31.2)	1,822,624 (10.1)	108,170 (0.6)	301,363 (1.7)	10,098,182 (55.9)	8,101 (0.0)	53,849 (0.3)	31,947 (0.2)	18,080,407 (100.0)
	広島市分	13,079,918 (36.6)	6,214,168 (17.4)	270,873 (0.8)	543,968 (1.5)	15,327,802 (42.9)	30,228 (0.1)	142,037 (0.4)	95,342 (0.3)	35,704,336 (100.0)
	福山市分	3,743,553 (35.7)	1,442,866 (13.8)	83,129 (0.8)	170,789 (1.6)	4,995,731 (47.7)	3,558 (0.0)	32,868 (0.3)	14,219 (0.1)	10,486,713 (100.0)
	計	22,479,642 (35.0)	9,479,658 (14.7)	462,172 (0.7)	1,016,120 (1.6)	30,421,715 (47.3)	41,887 (0.1)	228,754 (0.4)	141,508 (0.2)	64,271,456 (100.0)

- (注) 1 数値は、年度内の累計額である。
 2 () 内は、各扶助ごとの構成割合である。 [負担割合 国 3/4, 県 1/4 (市 1/4)]

イ 指定医療機関制度による医療の確保

生活保護患者の医療の確保を図るため、医療機関を指定して治療の委託を行っている。

第4表 指定医療機関の状況（平成25.4.1現在）

（単位 所）

区 分	医 科	歯 科	調 剤	計
生活保護法定指	1,273	786	937	2,996
	1,227	686	718	2,631
	358	251	282	891
	2,858	1,723	1,937	6,518

ウ 指定介護機関制度による介護の確保

要介護状態等にある被保護者の介護の確保を図るため、介護機関を指定して介護サービス提供の委託を行っている。

第5表 指定介護機関の状況（平成25.4.1現在）

（単位 所）

区 分	サービス別事業者数									計
	居宅介護支援	居宅サービス	介護予防サービス	介護予防支援	地域密着型サービス	介護老人福祉施設	介護老人保健施設	介護療養型医療施設		
生活保護法定指	408	1,494	1,434	28	405	98	65	47	3,979	
	421	1,956	1,701	43	247	69	56	67	4,560	
	139	561	560	16	313	21	15	16	1,641	
	968	4,011	3,695	87	965	188	136	130	10,180	

（注）訪問看護，訪問リハビリテーション及び居宅療養管理指導に係る「みなし指定」の事業所を除く。（広島市については除いていない。）

エ 保護施設への入所

第6表 保護施設への入所（平成25.4.1現在）

（単位 人）

区 分	施設名	定員	入 所 人 員				計
			県 分	広島市分	福山市分	県外分	
救護施設	呉広風園	60	56	0	0	0	56
	みつぎ清風園	100	64	9	22	1	96
	救護院	60	12	45	1	2	60
医療保護施設	府中みくまり病院	321	(県分のみ)				
	済生会呉病院	150	(")				

(2) 自立援助の促進

生活保護法の目的である被保護世帯の自立援助対策として、西部厚生環境事務所及び市町福祉事務所ごとに自立可能と考えられる被保護世帯を自立選定ケースとして選定し、当該世帯の自主性を尊重し、関係機関との連携を保ちながら世帯の有する社会的、経済的な諸問題を解決して自立を図るため、重点的な援護活動を推進する。

第7表 自立援助対策の推進の状況

（単位 世帯，％）

区 分	被保護世帯数	自立選定世帯数	選定率	自立援助推進の状況			
				自立ケース	次年継続	その他	計
平成24年度	14,505	482	3.3	185	249	48	482
平成23年度	14,127	610	4.3	198	363	49	610
平成22年度	13,335	561	4.3	212	286	61	559

区 分	自 立 ケ ー ス の 内 訳						計
	就 労	援 助	施設入所	他法活用	生業扶助	その他	
平成 24 年度	153	3	0	6	1	22	185
平成 23 年度	157	6	1	10	2	22	198
平成 22 年度	178	4	5	8	1	16	212

(注) 広島市を除く。

(3) 運営指導の充実

ア 事務監査の実施

西部厚生環境事務所及び市町福祉事務所（広島市を除く。）の事務監査を行い、生活保護事業の適正、かつ、効率的な運営が確保されるよう努める。（昭和 27 年度創設）

第 8 表 福祉事務所監査の実施状況

(単位 所, %)

区 分	対象箇所	一般監査	実施率	特別監査	巡回指導	特別指導 監査
平成 25 年度 (予定)	22	22	100.0	—	—	1
平成 24 年度	22	22	100.0	—	—	1
平成 23 年度	22	22	100.0	1	—	1

(注) 広島市を除く。

イ 特別事業

生活保護法運営上の当面する課題を定めて特別事業を実施し、運営の適正化を図る。（昭和 57 年度創設）

第 9 表 特別事業の実施状況

(単位 千円)

区 分	総事業費	特 別 事 業 の テ ー マ
平成 25 年度 (予定)	4,848	1 扶養義務調査徹底事業 2 資産調査徹底事業 3 生活保護適正化運営推進専門指導員設置事業 4 生活保護就労支援員設置事業（～H24） 5 課税資料調査徹底事業
平成 24 年度	3,478	
平成 23 年度	6,816	

(注) 広島市及び福山市を除く。

ウ 指定医療、介護機関の指導

指定医療、介護機関を実地指導することによって、医療、介護扶助の適正な実施に努める。（昭和 27 年度創設）

2 行旅病人及び行旅死亡人の援護（予算額 418 千円）

市町が、行旅病人及び行旅死亡人取扱法(明治 32 年法律第 93 号)に基づき引取者のない行旅死亡人等の援護を行った場合に、その費用を行旅病人、行旅死亡人等の援護及び取扱の費用弁償に関する規則（昭和 33 年広島県規則第 11 号）によって県が負担（広島市、福山市を除く。）する。（昭和 33 年度創設）

第 10 表 行旅病人及び行旅死亡人の援護状況

(単位 件, 円)

区 分	件 数	費用負担額
平成 25 年度 (予定)	4	418,000
平成 24 年度	2	296,089
平成 23 年度	4	139,220

(注) 広島市、福山市を除く。

(負担割合 10/10)

3 自立更生のための資金援助（予算額 267,597千円）

(1) 生活福祉資金の貸付

低所得世帯，障害者世帯，高齢者世帯に対して，経済的な自立，生活環境の改善，在宅福祉や社会参加の促進等を図るため生活福祉資金を貸し付け，当該世帯の生活の安定を促進する。（昭和30年度創設）

○実施主体 （社福）広島県社会福祉協議会

○貸付種別，貸付限度額等 参考資料「健康福祉局関係の資金貸付制度一覧表」のとおり

第11表 生活福祉資金の貸付状況

(単位 件，千円)

資金の種類		平成24年度				平成23年度				平成22年度			
		貸付申込		貸付決定		貸付申込		貸付決定		貸付申込		貸付決定	
		件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
総合支援資金	生活支援費（離職者支援資金）	91	47,694	72	31,481	158	102,099	113	69,286	353	380,673	322	341,927
	住宅入居費	11	2,757	9	2,198	30	6,198	23	4,459	81	15,689	77	14,879
	一時生活再建費	15	2,083	10	1,250	34	5,648	21	3,080	53	10,058	43	7,723
福祉資金	福祉費（更生資金，福祉資金，療養・介護資金，災害援護資金）	154	45,852	146	36,249	155	83,168	132	53,105	136	140,838	101	68,739
	緊急小口資金	284	19,614	281	19,385	352	24,038	346	23,599	448	33,660	440	32,958
教育支援資金	教育支援費（就学費）	22	9,291	20	5,907	41	16,186	39	12,334	51	32,522	49	27,019
	就学支度費	89	29,302	87	27,929	109	37,065	104	34,716	98	35,105	96	33,771
不動産担保型生活資金	不動産担保型生活資金（長期生活支援資金）	0	0	0	0	0	0	0	0	1	19,040	1	19,040
	要保護世帯向け不動産担保型生活資金（要保護世帯向け長期生活支援資金）	7	40,176	7	40,176	3	13,037	3	13,037	4	26,649	4	26,649
計		673	196,769	632	164,575	882	287,439	781	213,616	1,225	694,234	1,133	572,705

(注) 1 広島市及び福山市を含む。

2 資金の種類欄中括弧内は平成21年10月1日制度改正前の旧称

(2) 生活福祉資金（災害援護資金・住宅資金）貸付償還金利子補給事業

平成13年芸予地震及び平成16年台風第16号・第18号による被災者が，生活の安定のために借り受けた生活福祉資金（災害援護資金・住宅資金）に対し，利子補給を行う市町に対し利子補給金を助成することにより，被災者の負担軽減を図る。

ア 平成13年芸予地震被災者に係る利子補給事業

平成13年度に創設し，平成21年度で事業を完了した。

イ 平成16年台風第16号及び18号被災者に係る利子補給事業

平成16年度に創設し，平成24年度で事業を完了した。

第12表 生活福祉資金（災害援護資金・住宅資金）貸付償還金利子補給金の助成状況

(単位 件，円)

区分	平成13年芸予地震被災者に係る利子補給事業		平成16年台風第16号及び18号被災者に係る利子補給事業	
	件数	助成額	件数	助成額
平成24年度	—	—	5	25,629
平成23年度	—	—	5	63,780
平成22年度	—	—	6	64,280

(3) 緊急生活安定資金の貸付

低所得世帯が緊急に必要なとする資金の貸付事業を実施する（社福）広島県社会福祉協議会（貸付償

還業務は、市区町社会福祉協議会で実施。) に対し貸付原資を貸し付け、低所得世帯の生活の安定を図る。(昭和 53 年度創設)

○貸付限度額等 参考資料「健康福祉局関係の資金貸付制度一覧表」のとおり

第 13 表 緊急生活安定資金の貸付状況

(単位 件, 円)

区 分	貸 付 申 込		貸 付 決 定		原 資 総 額
	件 数	金 額	件 数	金 額	
平成 24 年度	93	3,766,206	92	3,756,206	50,000,000
平成 23 年度	111	4,935,715	111	4,935,715	50,000,000
平成 22 年度	109	4,943,070	109	4,943,070	50,000,000

(注) 広島市及び福山市を含む。

(4) 臨時特例つなぎ資金の貸付

離職者を支援するための公的給付制度又は公的貸付制度を申請している住居のない離職者に対して、当該給付金等が交付されるまでの当面の生活費を貸し付け、自立の支援を図る。(平成 21 年度創設)

○実施主体 (社福) 広島県社会福祉協議会

○貸付限度額等 参考資料「健康福祉局関係の資金貸付制度一覧表」のとおり

第 14 表 臨時特例つなぎ資金の貸付状況

(単位 件, 円)

区 分	貸 付 申 込		貸 付 決 定	
	件 数	金 額	件 数	金 額
平成 24 年度	9	452,000	9	452,000
平成 23 年度	13	1,028,000	13	1,028,000
平成 22 年度	33	2,195,000	33	2,195,000

(注) 1 広島市及び福山市を含む。

2 平成 21 年 10 月 1 日受付開始。

(5) 住宅支援給付の支給

就労能力及び就労意欲のある離職者のうち、住宅を喪失している者又は喪失するおそれのある者に対して住宅支援給付を支給し、住宅及び就労機会の確保に向けた支援を図る。(平成 21 年度創設)

○実施主体 市町 (府中町については県)

○給付額 生活保護の住宅扶助の特別基準額を上限とし、実際の家賃額 (収入による調整あり)

○給付期間 3 か月 (6 か月の延長あり)

第 15 表 住宅支援給付事業実績

(単位 件, 円)

区 分	通常支給 (6 か月以内)		延長支給 (3 か月以内)	
	支給決定件数	金 額	支給決定件数	金 額
平成 24 年度	209	51,816,170	52	10,258,600
平成 23 年度	306	62,905,107	87	11,163,010
平成 22 年度	532	116,364,078	204	22,772,946

(注) 1 広島市及び福山市を含む。

2 平成 21 年 10 月 1 日受付開始。